

○国立市公益通報に関する要綱

平成20年4月1日訓令第24号

改正

平成25年4月1日訓令第37号
令和2年2月17日訓令第14号
令和4年6月29日訓令第40号
令和6年4月9日訓令第37号

国立市公益通報に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法(平成16年法律第122号。以下「法」という。)に定めるもののほか、公益通報について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に掲げる用語についてそれぞれ当該各号に定めるところによるほか、法において使用する用語の例による。

(1) 職員等 次に掲げる者をいう。

- ア 市の職員(会計年度任用職員、臨時的任用をされている者等を含む。)
- イ 市の出資団体で市長が別に指定するものの役員又は職員
- ウ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第2号に規定する派遣労働者であつて、市を役務の提供先とするもの
- エ 市の業務を受託し、又は請け負った事業者の役員又は従業員
- オ 指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)の役員又は従業員
- カ 次条第1項の規定による公益通報(以下「内部公益通報」という。)を行った日前1年以内にアからオまでのいずれかの者(イ及びエに規定する役員を除く。)であつた者

(2) 労働者等 次に掲げる者のうち職員等を除いた者をいう。

- ア 労働者(労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に規定する労働者をいう。以下このアにおいて同じ。)又は第9条第1項の規定による公益通報(以下「外部公益通報」という。)を行った日前1年以内に労働者であつた者
- イ 役員(法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で法令の規定に基づき法人の経営に従事している者(会計監査人を除く。)をいう。)

(職員等の公益通報)

第3条 職員等は、市の事務事業に関し次の各号のいずれかの事実が生じ、又はまさに生じようとしていると史料する場合は、第5条の公益通報相談員に対し、法第3条第1号又は法第6条第1号に規定する公益通報をすることができる。

(1) 法令(条例・規則等を含む。)に違反する事実

(2) 人の生命若しくは身体の保護又は利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保等に重大な影響を与えるおそれがある事実

第4条 内部公益通報の方法は、電話、書面(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。第9条第3項において同じ。)又は面接によるものとする。

(内部通報者の責務)

第4条 内部公益通報をしようとする職員等(以下「内部通報者」という。)は、内部公益通報に当たっては、通報事実に係る客観的な資料等により正確に事実を確認しなければならない。

2 内部通報者は、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他不正の目的で内部公益通報をしてはならない。

3 内部通報者は、内部公益通報をするときは、原則として実名により行うものとする。ただし、実名によることで不利益な取扱いを受けるおそれのある場合その他公益通報相談員がやむをえないと認める場合は、この限りでない。

(公益通報相談員)

第5条 職員等からの内部公益通報を処理するため、公益通報相談員を置く。

2 公益通報相談員は、弁護士資格を有する者とする。

3 公益通報相談員は、職務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(公益通報相談員の職務)

第6条 公益通報相談員は、職員等から通報があつたときは、その内容を聴取し、通報の趣旨を確認するものとする。

2 公益通報相談員は、前項の通報を内部公益通報と認めて受理したときは、直ちに調査を開始するものとする。

3 前項の調査に当たっては、市及び職員等は、調査に協力しなければならない。

(調査結果の通知等)

第7条 公益通報相談員は、調査の結果、当該内部公益通報に係る市の事務事業等に関し、第3条第1項各号のいずれかの事実が認められるときは、その内容を市長に通知するものとする。

2 公益通報相談員は、調査の結果、当該内部公益通報に係る市の事務事業等に関し、第3条第1項各号のいずれかの事実が認められない場合であっても、当該事務事業の執行等について改善する必要があると認めるときは、その旨を市長に通知するものとする。

3 前2項の場合において、公益通報相談員は、内部通報者の氏名その他内部通報者の個人の特定につながるおそれのある事項は、原則としてこれを通知しないものとする。

4 公益通報相談員は、調査の結果を内部通報者に通知するものとする。

(市長の措置等)

第8条 市長は、前条第1項の規定による通知があつたときは、違法行為の是正、告発、懲戒処分その他の必要な措置をとるとともに、再発防止のため必要な措置をとらなければならない。

2 市長は、前条第2項の規定による通知があつたときは、その趣旨を尊重して適切な措置をとるものとする。

3 市長は、前2項の措置をとったときは、公益通報相談員にその旨を報告するものとする。

(労働者等からの公益通報)

第9条 労働者等は、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由がある場合は、当該通報対象事実に関し処分又は勧告等をする権限を有する市の機関(議会を除く。以下「権限機関」という。)に対して、法第3条第2号又は法第6条第2号に規定する公益通報をすることができる。

2 外部公益通報及びこれに関する相談の窓口は、行政管理部文書法制課とする。

3 外部公益通報の方法は、電話、書面又は面接によるものとする。

(外部通報者の責務)

第10条 外部公益通報をしようとする労働者等(以下「外部通報者」という。)は、外部公益通報に当たっては、通報事実に係る客観的な資料等により正確に事実を確認しなければならない。

2 外部通報者は、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他不正の目的で外部公益通報をしてはならない。

3 外部通報者は、外部公益通報をするときは、原則として実名により行うものとする。ただし、実名によることで不利益な取扱いを受けるおそれのある場合その他文書法制課長がやむをえないと認める場合は、この限りでない。

(外部公益通報の受付)

第11条 文書法制課長は、外部公益通報があつたときは、直ちに当該通報対象事実に関し処分又は勧告等の事務を担当する課等の長(以下「主管課長」という。)と協議し、当該通報を法に基づく公益通報として処理することの適否を決定するものとする。この場合において、当該通報を法に基づく公益通報として処理すると決定したときは、速やかに当該通報内容を主管課長に引き継ぐものとする。

2 文書法制課長は、前項前段の規定による決定をしたときは、当該外部通報者に対し、その旨を通知するものとする。

3 文書法制課長は、当該外部公益通報に係る通報対象事実に関し、市の機関が処分又は勧告等をする権限を有していないときは、当該外部通報者に対し、直ちに当該権限を有する行政機関を教示しなければならない。

(調査等)

第12条 前条第1項の規定により外部公益通報の引継ぎを受けた主管課長は、文書法制課長と協議の上、速やかに必要な調査を行うものとする。

2 主管課長は、前項の調査を行う場合において、公益通報相談員の意見を聴くことができる。

3 主管課長は、第1項の調査に当たっては、外部通報者の秘密の保持に留意し、外部通報者が特定されないよう十分に配慮しなければならない。

(調査結果の報告)

第13条 主管課長は、前条第1項の調査の結果を権限機関に報告するものとする。

(権限機関の措置等)

第14条 権限機関は、前条の規定による報告を受け、通報対象事実が存在すると認めるときは、ただちに、法令に基づく措置その他適切な措置をとるものとする。

2 権限機関は、前項の措置を講じようとする場合において、公益通報相談員の意見を聴くことができる。

3 権限機関は、第1項の措置をとったときは、その旨を外部通報者に通知するものとする。

(秘密の保持)

第15条 公益通報の業務に関わつた職員は、当該公益通報に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、公益通報の処理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成25年4月1日訓令第37号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（令和2年2月17日訓令第14号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和4年6月29日訓令第40号）

この訓令は、令和4年7月1日から施行する。

付 則（令和6年4月9日訓令第37号）

1 この訓令は、令和6年4月9日から施行する。

2 改正後の国立市公益通報に関する要綱の規定は、この訓令の施行の日以後に行われる公益通報について適用し、同日前に行われた公益通報については、なお従前の例による。
